

金文通解

季姬方尊

三輪健介

キーワード 西周金文 君 宰 土地の賜與・管理 女性の家産保持

著録

①蔡運章・張應橋

器銘 季姬方尊 (①蔡運章他)・季姬尊 (新収他)

新収 364

銘圖 11811

時代

西周中期 (新収)・西周中期前段 (銘圖)・西周中期晚段 (③嚴志斌)

考釋

穆王前期 (①蔡運章・張應橋)・穆王後期 (②李學勤)・穆王時期 (⑥

①蔡運章・張應橋「季姬方尊銘文及其重要價值」《文物》二〇〇三年

韋心澄)

第九期) (以下、①蔡・張と略す)

本器の時代は西周中期では一致しているが、中期の前半であるのか後半であるのかについては、研究者によって異なる。穆王時期とは確定できないため、本稿では西周中期と考えておく。

②李學勤「季姬方尊研究」《中國史研究》二〇〇三年第四期)

③嚴志斌「季姬方尊補釋」《中國歷史文物》二〇〇五年第六期)

④李家浩「季姬方尊銘文補釋」《安徽大學漢語言文字研究叢書 李家

出土

傳 1916年冬、河南洛陽市老城出土 (銘圖)

浩卷」安徽大學出版社、二〇一三年、初出『黃盛璋先生八秩華誕紀念文集』中國教育文化出版社、二〇〇五年)

傳出河南省洛陽市老城區北郭西岸北窯西周墓地 (新収)

⑤涂白奎「《季姬方尊》銘文釋讀補正」《考古與文物》二〇〇六年第

四期)

收藏 河南省洛陽市宜陽縣文物管理局

⑥韋心澄「季姬方尊再探」《中原文物》二〇一〇年第三期)

鳳瀚主編『新出金文與西周歴史』上海古籍出版社、二〇一一年)

⑧高澤浩一「季姫方尊」(高澤浩一編『近出殷周金文考釋』第一輯、研文出版、二〇一二年)

⑨王暉「季姫尊銘與西周兵民基層組織初探」(『人文雜誌』二〇一四年第九期)

⑩林澧「季姫方尊銘文試釋」(林澧『林澧文集・古史卷』上海古籍出版社、二〇一九年、初出『慶祝宿白先生九十華誕文集』科學出版社、二〇一七年)

⑪袁金平「季姫方尊銘“嘒”字及相關問題考論」(『江漢考古』二〇一八年第二期)

⑫李凱「季姫方尊銘文與西周宗族經濟」(『華夏考古』二〇一八年第二期)

その他、董珊「季姫方尊補釋」(『周秦文明學術研討會文集』二〇〇三年)があるが、未刊行のようであり、筆者未見。

著録等略稱

集成 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成(修訂增補本)』(中華書局、二〇〇七年)

新收 鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華編著『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』(藝文印書館、二〇〇六年)

銘圖 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』(上海古籍出版社、二〇一二年)

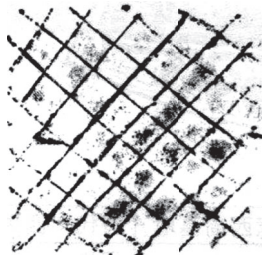
銘續 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成續編』(上海古籍出版社、二〇一六年)

器制

口徑18cm・兩耳間約30.8cm・底の広さ12.8cm・足の高さ4cm・壁の厚さ0.5cm・通高18.8cm・重量4.6kg (①蔡・張)

喇叭口で、方唇。腹の下部は方形であり、外に傾いて下がっている。高圈足の端は外へ広がる。両側には鳥形の耳があり、一耳は缺けており、器身の四角には透雕扉棱がある。腹部には獸面紋を飾り、その獸角は上に巻いている。圈足は竊曲紋を飾り、外底には斜方格の陽紋がある。(銘圖)

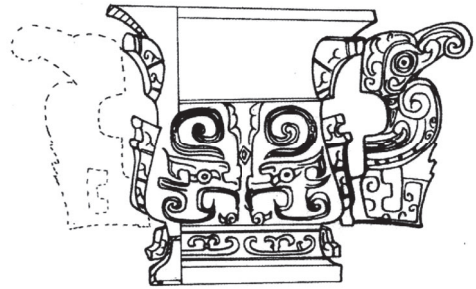
銘 内底 8 行 80 字
最終行に横の行と比較すると三文字分の文字の判別できない部分があるが、文脈から判断して「年、子孫」を補う。



季姬方尊 外底紋飾拓本
(①蔡・張)



季姬方尊 器影 (①蔡・張)



季姬方尊 模寫 (①蔡・張)

銘文

佳(唯) 八月初吉庚辰、君命宰弗易(賜) 宀季姬敗臣于空木、卒(厥) 師夫曰丁、呂(以) 卒(厥) 友廿又五家、新易(賜) 卒(厥) 田、呂 (以) 生馬十又〔四〕匹・牛六十又九叔(挈)・羊三百又卅又五叔(挈)・ 禾二廩(倉)、其對揚王(皇) 母休、用乍(作) 寶罍彝、其邁(萬)〔年、 子孫〕 永寶用



季姬方尊 銘文拓本 (銘圖)

【考釋】

佳(唯) 八月初吉庚辰、君命宰弗易(賜) 宀季姬敗臣于空木

「初吉」は諸説あるが、月初めの數日間のことであると考えられて

いる。「庚辰」の干支番號は17。

「君」字について、①蔡・張は「啓」と読み、啓卣（集成5810・西周早期）と啓尊（集成5983・西周早期）に見える昭王の近臣であった「啓」という人物であるというが、「君」字で問題ない。②李學勤は「君」は周王の後の稱であるという。しかし、「君」は尹媯鬲（集成754、755・西周中期）に見える「天君」が女性を指していると考えられるが、五年琯生簋（集成4292・西周晚期）「君氏」や六年琯生簋（集成4293・西周晚期）「宗君」等は男性を指すと考えられるように、男女共に使われる用語であった。このため、「君」の中には王后を指すものもあったのであろうが、それ以外の者を指すこともあった。金文に見える「君」の字義については、趙誠「金文的“君”」（『探索集』中華書局、二〇一一年）参照。

本器の「君」は後文に見える「王母」を指すと考えられるが、この「王母」が②李學勤のいうように周王の後の稱であるのか、⑥韋心澁と⑦陳絜のように貴族家族長の配偶（宗婦）を指しているのが問題となる。

先に「王母」について確認しておく。「王母」の解釋が異なる②李學勤と⑥韋心澁共に「王母」を「皇母」と讀むことに言及している。この問題に關して次のような銘文が存在する。

史伯頌父鼎（集成2777・西周晚期）

佳（唯）六年八月初吉己巳、史白（伯）頌父追考（孝）于朕皇考釐中（仲）・王（皇）母泉女（母）

【唯れ六年八月初吉己巳、史伯頌父、朕が皇考釐仲・皇母泉母を追孝す。】

頌壺（集成9731・西周晚期）

……頌敢對揚天子不（丕）顯魯休、用乍（作）朕皇考龔（龔）叔・皇母龔（龔）始（妣）寶障壺……
 【……頌、敢へて天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考龔叔・皇母龔始の寶障壺を作る。……】

宗人簋（銘續461・西周中期後段）

……宗人捧（拜）頤（稽）首、敢對揚王（皇）父之休、用乍（作）朕文母釐姬寶段

【……宗人拜稽首し、敢へて皇父の休に對揚して、用て朕が文母釐姬の寶段を作る。】

史伯頌父鼎には「皇考」と「王母」が、頌壺には「皇考」と「皇母」が同時に記述されている。宗人簋は「王父」が記述されており、韓巍「新出“宗人”諸器所反映的西周宗族關係」（『嶺南學報』第十輯、二〇一八年）は「王」は「皇」と讀むべきであり、それは一種の美稱であるという。以上の事例から考えると、「王母」は「王の母親」の意ではなく、「王」は「母」に對する尊稱を表したものであることが出来る。本器の「王母」も同様の意である。「君」・「王母」については、②李學勤に従い、周王の后であり、季姫の母親であると考えておく。

「宰弗」の「宰」は蔡簋(集成4340・西周晚期)に「王若曰、蔡、昔先王既令(命)女(汝)乍(作)宰、嗣王家」【王若く曰はく、蔡よ、昔、先王既に汝に命じて宰と作し、王家を嗣らしむ。】とあるように、「王家」(動産・不動産を含む王の家産)を司っている。松井嘉徳氏によると、宰について西周期の青銅器銘によって確認できることは、「王家」の財や王命の出納に比較的深くかわる官職であったという事實のみであり、宰の地位についてのこれ以上の議論は事實上不可能であるという(松井嘉徳「第II部第一章『王家』と宰」(『周代國制の研究』汲古書院、二〇〇二年、94～121頁)参照)。

「弗」字を①蔡・張は「叔」とするが、「弗」字であろう。⑧高澤浩一は「宰」は職名で、「弗」は氏族名といい、長谷川良純「季姬方尊銘」(『近出殷周金文選讀二』(未刊行、筆者未見)に、叔皮父簋(集成4090・西周晚期)銘「弔(叔)皮父乍(作)朕文考弗公眾朕文母季姬障段」【叔皮父、朕が文考弗公と朕が文母季姬の障段を作る。】に、叔皮父が弗公と文母季姬の器を作っており、本器と関連の深い器であることを指摘しているという。しかし、本器の時代は西周中期と考えられ、叔皮父簋は西周晚期と考えられるため、時代が異なっている。

「弔季姬」は本器の作者者名である。

「弔」について、①蔡・張は本器銘文の「弔」と戦國「軍市」印の「市」字の構形は近く、市字であると考ええる。「市」は「妣」に通じ、「妣」は妣字の別體である。『説文解字』女部に「妣、美女也。從女、多聲。妣、妣或從氏。」「妣、美女なり。女に従ひ、多聲。妣、妣或いは氏に従ふ。】といい、妣には美女の義があるという。「季姬」は、本銘では

周穆王の末の娘を指すと考える。

②李學勤は、「𠄎」字は季宮父簋(集成4572・西周晚期)の「妣」字を参照すると、その構造は甲骨文の「𠄎」及び甲骨金文の「𠄎」字の従う所の「𠄎」と近いという。「𠄎」の地名は商末甲骨文に見え、その地は今の河南蘭考縣東北に在った。もしこの考えが誤っていないければ、弔季姬は周王の最も小さい娘で宋國の貴族弔氏に嫁いだものであるという。

③嚴志斌は、「𠄎」は國氏名である可能性があり、甲骨文辭中の𠄎も地名或いは族氏名であるという。伯𠄎匱(伯𠄎匱)(集成10250・西周晚期)銘中に見える「伯𠄎」は「𠄎」という國が西周晚期には「伯」の爵位を保有していたことを表している。伯𠄎匱は河南桐柏縣月河郷左莊で出土しており、この一帯は「𠄎」族の居地であるのかもしれないと考えている。

「𠄎」は諸家のいわれるように地名であろう。上述したように今の河南省蘭考縣東北や河南省桐柏縣月河郷左莊といった説があり、あるいは本器の出土地として伝えられる河南省洛陽市付近も可能性があるが、具體的な場所は不明である。

「季姬」は姫姓(周王室は姫姓)の末の女性のこと。参考として、季姬の名が見える銘文を西周期に限って挙げると次のようになる。

- ・王伯姜鼎(集成2560・西周晚期)
- ・王白(伯)姜乍(作)季姬福母障鼎、季姬其永寶用
- ・牀侯簋(集成3752・西周)

牀侯曰、爲季姫設、其邁(萬)年用

・叔皮父簋(集成4090・西周晚期)

弔(叔)皮父乍(作)朕文考弗公衆朕文母季姫罍設、其邁(萬)年、

子子孫孫永寶用、弓

・師寔父盤(集成10111・西周晚期)

師寔(免)父乍(作)季姫般(盤)、其萬年、子子孫孫永寶用

・季姫匝(集成10179・西周晚期)

季姫乍(作)盃

・鑄仲簋(鬻仲簋・叔仲簋)(銘續364・西周晚期或春秋早期)

鬻(鑄)中(仲)乍(作)季姫寶設

時期が西周期の牀侯簋を除くといずれも西周後期であり、本器と時代が異なるため、以上の事例は本器の「季姫」とは同名異人であろう。

本稿にいう「改臣于空木」について、二行目第五文字(𠄎)・二行目第七文字(𠄎)・二行目第九文字(𠄎)は隸定が一致しない。

二行目第五文字(𠄎)は「卑」と讀む説(①蔡・張他)、「改」と讀む説(②李學勤他)、「𠄎」と讀む説(⑥章心滢)とがある。「田」の下の部分は明らかに「又」であり、「卑」字とは文字が異なっているため、「改」と讀んでおく。

この文字は次の「臣」と連讀して「改臣」となると考えられる。研究者によって文字を區切る部分が異なるため、一部の研究者については「改臣于空木」全体の解釋もここで紹介する。

①蔡・張は「卑臣」は小臣で、商周王室の官員であるという。

②李學勤は、『尚書』多方に「改爾田」【爾の田を改す】とあり、「改」の本訓は『説文解字』(「改、平田也」【改、田を平するなり。】)に見える治田の「佃」であるとしている。「佃臣」の意味は農業に従事する臣であると考えている。

④李家浩はこの字を「卑」と讀み、上文の「宀季姫」と續けて讀む。楚王鐘(集成72・春秋晚期)「楚王媵邛中(仲)嬭南𠄎鐘」【楚王の媵邛仲嬭南の𠄎鐘】と蔡侯紳尊(蔡侯尊)(集成5939・春秋晚期)「蔡侯紳乍(作)大孟姫媵罍」【蔡侯紳、大孟姫の媵罍を作る。】の二例を挙げ、本器の「卑」は楚王鐘の「南」に相當し「季姫」の名である可能性があるという。「宀」は二例中の「邛」(楚王鐘)・「大」(蔡侯紳尊)に相當し、「季姫」の夫の氏あるいは修飾語である可能性があるといひ、尊銘の被賜者の名字全稱は「宀季姫卑」であるとしている。

⑤涂白奎は、賜るところの人は「卑臣尹空木」で、「卑」は「婢」と讀み、「婢臣尹」は婢臣を管理する女官であるという。

⑥章心滢は、「𠄎」は「改」と讀み、平田【田を平す】の意であるという。「臣」については、留鼎(集成2838・西周中期)「匡衆卒(厥)臣廿夫」【匡の衆と厥の臣廿夫】と伊簋(集成4287・西周晚期)「鞞官嗣康宮王臣妾・百工」【康宮の王の臣妾・百工を鞞官嗣せしむ。】の中に擧げている臣の身分は同じではないという。留鼎中に擧げている臣は衆と一緒に寇禾の事を行っており、一定の人身の自由を保有し、かつ田と一緒に賠償され、田で農業活動に従事する人であるようである。よって、留鼎の「臣」と本銘の指す「改臣」の身分は近いことを

指摘している。

⑦陳黎は、「収」は「改」字であるという。「改臣」は「佃臣」で、農業労働に従事する臣屬であり、その他の器物銘文中に擧げている「佃人」の身分と同じであると考えている。

⑧高澤浩一は、「**□臣□空□**」（**□**部分は隸定を行っていない）は人物名を表記していることはわかるが、一名か二名かもわからないという。

⑩林澧は、「卑」と釋すのは字形上成立し難く、また、「佃」と釋す説も一説を備えるが定論とし難く、その他の説も共存するようであるため待考とするという。

①袁金平は「収（晦）臣」と釋し、意味は田畝を治める臣であるという。

「改臣」は金文では他に事例はないが、②李學勤らが考えるように農業に従事する臣のことをいうと思われる。

二行目第七文字（**𠄎**）は、①蔡・張は「丰」と隸定し、「丰空木」は小臣の姓名であるという。②李學勤は「于」と隸定し、文字の縦劃下部には一つの横が多いが、型を作る時の誤りであると考ええる。④李家浩は「丰」と隸定しているが、その意味するところは言及しておらず、「丰空木」で卑臣の名と考えていると思われる。⑤涂白奎は「尹」であるといい、上述したように「婢臣尹」であるとして官職名に解している。

本稿では②李學勤に従い「于」と隸定しておく。
二行目第九文字（**𠄎**）は「木」もしくは「桑」と隸定される。そし

て、「**𠄎**」三文字で人物名と見る説（①蔡・張他）、「**𠄎**」二字で地名と見る説（②李學勤他）と人物名と見る説（⑤涂白奎）に分かれる。

②李學勤は、「空桑」の「桑」字は上部の右側の先に叉形の分かれた部分を見ることができる。空桑は地名で、『帝王世紀』に伊尹が「生于空桑」【空桑に生まる】といい、今の河南杞縣西、すなわち舊陳留の南にあった。そして、その地は宓（濟陽）の近くにあったと考えている。

【**𠄎**】は「木」と釋すのがよいと思われる。「空木」は地名であり、季姫がその母親から賜われて保有することになった土地である。ただし、場所は不明である。この地は上記の「改臣」によって耕作された。

本段は八月初吉の庚辰の日に、君が宰弗に命じて宓季姫に改臣（農業に従事する臣）を空木の地に賜ったことをいう。

𠄎（厥）師夫曰丁、𠄎（以）𠄎（厥）友廿又五家

「𠄎（厥）師夫曰丁」について、①蔡・張は「厥師」は「卑臣丰空木」（小臣の官の丰空木という人物）の師のことで、すなわち小臣師であるという。『儀禮』大射禮「小臣師納諸公卿大夫。」【小臣師、諸公卿大夫を納く。】の鄭玄注に「小臣師正之佐也。」【小臣師、正の佐なり。】という。これは「小臣師」は小臣の長の副佐であることを説明しており、「丁」はその名であるという。「夫」字については言及していない。

②李學勤は、「厥師」の「師」は長の意であり、「夫」字は「一夫」の合文と見られるという。ここでは王后が弟季姫に賞賜した敗臣の長一人で、その名を「丁」というと考える。

⑤涂白奎は、「厥師夫」は季姫の保傅の類を指し、丁は師夫の名であるというのは確かではないという。師夫は季姫の保母で、なお生存していたとすると（筆者注…恐らく氏は十干を諡號と考える）、丁を名とすることはできないため、丁は當の意味であると考える。

⑥韋心澧は「師夫」の「師」は官名ではないという。「師」は「長」の意味で、「夫」は成年男子の概稱であるという。師夫の屬す區域は空木で、「丁」はこの師夫の名であり、丁の身分は受賜された二十五家衆夫の長であるとしている。

⑧高澤浩一は、「卒師夫□丁」（□部分は未隸定）の□は「日」のよきな字形ではあるが、この五字で人物名を表記しているものと解すべきであろうという。

⑨王暉は、「師」は一般的な佖臣の長として解釋することはできず、西周金文中で一般的に解釋される軍事長官とすべきであるという。佖臣の長が軍事長官の「師」を用いて呼ばれている理由は、本文では兩周時期の軍民合一の性質により決定されることを認めることができるとしている。

⑩林澧は、「師」は武官の官名であり、「師夫」は②李學勤のいうように師一夫であるという。「厥師夫曰丁」は、賜るところの臣の中に名を「丁」とする武官があることを言うと考えている。

⑫李凱は、「師」は「長」と訓じることができ、金文の職官中の地

位は甚だ高く、軍事長官であるだけでなく、民事活動中の重要な行政官員でもあるという。しかし、ここでの「師夫」はその「友」と併せて「君」から娘である「弟季姫」に賞賜されており、「師夫」の地位は高くはないことが分かる。「師夫」は「師」の下で事務をする人員であり、「夫」は事務を處理するという義（筆者注…『禮記』王制「夫圭田無征」【田を夫まむるに征無し】の鄭玄注に「夫猶治也」【夫、猶ほ治むるがごときなり】という）がある。「丁」はすなわち「師夫」の私名で、聚落中の宗族長であるとしている。

「卒（厥）師夫」の「卒（厥）」が指すのは「敗臣」のことである。「師夫」は⑥韋心澧のいうように「敗臣」の長であろう。「師夫」の「師」が軍事に關係があるのかどうかについては本銘からは分からない。ただし、金文に常見する「師氏」とは異なった身分であると考えられる。「丁」は「師夫」の名のこと。このような賜るところの者の名前が分かる銘文に留鼎がある。

留鼎（集成 2888・西周中期）

……匡廼頤（稽）首于留、用五田、用衆一夫曰噏、用臣曰寔曰胙曰奠、曰、用絲（茲）四夫……

【……匡廼ち留に稽首し、五田を用ひ、衆一夫の噏と曰ふを用ひ、臣の寔と曰ひ胙と曰ひ奠と曰ふを用ふ。曰はく、茲の四夫を用ふと。……】

この部分は先に飢饉の有った年に匡の衆と臣が留の禾十秭を盗んだ

ことが記述され、その賠償として田と人が召に與えられている。衆一夫の噓、臣の蹇・朏・奠といった名が記述されている。

「曰(以) 卒(厥) 友廿又五家」の「曰(以)」は『廣雅』釋詁三に「以、與也」とあるように、「與」という意味であろう。ここでの「卒(厥)」は「師夫」のことを指す。「友」は師詢筮(集成4342・西周晚期)に「王曰……達(率) 曰(以) 乃友干(捍) 吾(禦) 王身」【王曰はく……乃の友を率以て王の身を捍禦し……】と記されている。ここでは師詢が「友」を率いて王の身を守ることが命じられており、「友」は師詢の屬官のことであると考えられる。何景成氏によると、「友」には「僚屬」の意味があり、「僚」は副職を擔當して正職の補佐の責任を負う官員で、「友」は一般屬吏を指し、この類の屬吏は西周時期には主に同族の兄弟が任に當ったという(何景成『西周王朝政府の行政組織與運行機制』光明日報出版社、二〇一三年)。「廿又五家」は師夫である「丁」を宗族長とする宗族である可能性もある。

三行目第十二字は「衆」(①蔡・張他) もしくは「家」(②李學勤他) と讀む二説に分かれる。銘文を確認すると、上部は「𠂔」のようである。また、「衆」は召鼎(集成2888・西周中期)に「匡衆厥臣廿夫・用衆一夫」とあるが、「數字」衆」という事例はない。一方、耳尊(集成6007・西周早期)に「臣十家」、宗人簋(銘續461・西周中期後段)「僕五家」というように「數字」家」という事例が少なからず存在するため、「家」字の可能性が高い。

本段は敗臣の長である丁という人物とその僚屬二十五家がともに季姫に賜われたことをいう。

新易(賜) 卒(厥) 田、曰(以) 生馬十又〔四〕 匹・牛六十又九叙・羊三百又卅十又五叙(掣)・禾二𪔐(倉)

四行目第一字「𠂔」は文字の左半分の大部分が破損しており、左下の縦畫と右半分の「斤」字部分を確認することができる。そして、上に續けて「曰(以) 卒(厥) 友廿又五家」と讀むのか、下文に續けて「易(賜) 卒(厥) 田」と讀むのか、解釋が分かれる。

①蔡・張は、文字の残った痕跡より「折」字であるという。「折」は哲に通じ、『爾雅』釋言に「哲、智也。」という。「衆哲」はすなわち「哲衆」で「知恵のある衆人」の義であると考えている。

②李學勤は字の左下の「𠂔」の斜筆を識別することができるため「折」字であるとして、ここでは「誓」と讀むという。そして、上文に續けて「厥師一夫曰丁、以厥友廿又五家誓」と讀み、敗臣の長で名を丁という者が屬するところの二十五家を率い、弟季姫に賜予された後、背反しないことを誓約したことをいうと考えている。

⑤涂白奎も「誓」と讀み、「厥師夫曰、丁以厥友廿又五衆誓」は季姫の保姆が新たに賜った「婢臣尹」と元から有している婢臣に誓いを立てさせ、婢臣たちに婢臣尹の管理に従い、季姫に盡力することを要求したことを言うと考ええる。前述したように「丁」を「當」の意味であるとしている。

③嚴志斌は、この字は「新」字である可能性があり、「新賜」は下文に賜るところの田・馬・牛・羊等いずれも再次の賞賜に屬すことを表明しているという。⑦陳黎も「新」と釋しており、「新錫」は前の「錫宀季姫佃臣于空木」に對して言っており、「又錫」・「再錫」の意味であるという。

「𠄎」字については、「折(誓)」と「新」のどちらで讀んでも意味は通じる。③嚴志斌のいうように「賜」字前に修飾語が付くことはほとんどないが、同氏も擧げているように「新易(賜)……」と讀むと考えられる事例として師酉簋がある。

師酉簋(集成4288' 4289' 4290' 4291・西周中期)

……王乎(呼)史牆册命師酉(嗣)乃且(祖)啻(嫡)官邑人虎臣・西門戸(夷)・巢戸(夷)・秦戸(夷)・京戸(夷)・冝身戸(夷)、新易(賜)女(汝)赤市・朱黃(衡)・中鞶(纁)・攸(筮)勒……

【……王、史牆を呼び師酉に册命せしむ。乃の祖を嗣ぎ、邑人虎臣・西門夷・巢夷・秦夷・京夷・冝身夷を嫡官せよ。新たに汝に赤市・朱衡・中纁・筮勒を賜ふ。……】

「新」は上に續けて「冝身戸(夷)新」とする研究者(伊藤道治『中国古代國家の支配構造―西周封建制度と金文』(中央公論社、一九八七年、[32]頁)参照)もいるが、本器の文字が「新」であれば「新易(賜)」の事例が二例となる。文字が缺けているため確實なことは

言えないが、「新」字であると考えておく。ここで「新」と記述されることについて、上文の「君命宰弗易(賜)宀季姫畋臣于空木」に追加された「君」からの賜與であると思われる。これら二度の賜與にどのくらいの期間が空いたのかは不明である。

「𠄎(厥)田」とは上の「畋臣」二十五家の耕作することになる「田」であろう。ここでの「𠄎(厥)」が指すものは判断が難しいが、「空木」であると考えておく。「空木」の地の周邊の土地を追加で賜り、「畋臣」が耕作したと考えられる。

ここでの「𠄎(以)」について、本器銘文と類似したものとして大克鼎を擧げることができる。

大克鼎(集成2836・西周晚期)

王若曰、克、……易(賜)女(汝)井(邢)家劓田于啻、𠄎(以)𠄎(厥)臣妾……

【王若く曰はく、克よ、……汝に邢家の劓田を啻に賜ひ、厥の臣妾を以にす。……】

前文の「𠄎(以)𠄎(厥)友廿又五家」の「𠄎(以)」と同じように「與」義で讀むことができる。

「生馬十又〔四〕匹」について、「生馬」の解釋に問題が有り、また、「又」字の次の文字は「四」(①蔡・張他)・「五」(②季學勤他)・「六」(④李家浩)・未釋(⑤涂白奎他)というように諸説ある。

①蔡・張は、「生」は『周禮』大宰「以生萬民」【以て萬民を生やしなふ】の鄭玄注に「生、猶養也。」【生は、猶ほ養ふがごときなり】という。生は通じて牲に作る。『周禮』牧人「掌牧六牲」【六牲を牧するを掌る】の鄭玄注に「六牲謂牛・馬・羊・豕・犬・鷄」といい、『周禮』庖人の鄭玄注に「始養之曰畜、將用之曰牲。」【始めて之を養ふを畜と曰ひ、將に之を用ひんとするを牲と曰ふ。】という。故に「牲馬」は神靈を祭祀するのに屠殺する馬匹を指すと考えている。

②李學勤は「生」については中方鼎に「生鳳」とあり、それは生きている鳳のことであり、ここでの「生馬」は生きている馬を指す。「生」字は実際には下の牛・羊も指して言っており、行文を簡略するために省略しているという。

④李家浩は、「生馬」は傳世文獻の検討から未調教の馬のことであると考えている。

⑥韋心澂は、「生」は「牲」と読み、田地に隨伴する牲口の意であるという。

⑨王暉は「以生(牲)」は馬牛羊等の牲品を季姬に贈り先祖の祭祀をさせたと考える。そして、「以生」後で斷句するべきであるとして、「易(賜) 卒(厥) 田曰(以) 生(牲)、馬十又五匹……」と讀む。

「生」は②李學勤もいうように、中方鼎(集成2751・2752・西周早期)「中乎(呼) 歸(饋) 生鳳于王」【中、呼ばれて生鳳を王に饋おくらしめらる。】に「生鳳」と見える。しかし、「生鳳」も「生きている鳳」という意味かどうかは分からない。わざわざ「馬」に「生」字を冠しているため、何らかの馬の性質を表しているであろうが、何を表している

のか不明である。少なくとも下文に記される牛・羊と共に丁を長とする二十五家が飼育・管理をすることになると思われる。次に馬の頭數についてであるが、金文において馬が賜與される場合をまとめると次のようになる。

- ・「馬」 次由(集成5405・西周中期)・文靈(銘圖5664・西周晚期) 他
- ・「馬匹」 守宮盤(集成10168・西周中期)・吳虎鼎(新收709・西周晚期) 他
- ・「匹馬」 召鼎(集成2838・西周中期)
- ・「馬兩」 小臣守簋(集成4179・4180・西周早期)・小臣宅簋(集成4201・西周早期) 他
- ・「大馬兩」 九年衛鼎(集成2831・西周中期)
- ・「馬乘」 公臣簋(集成4184・4187・西周晚期)・聞尊(銘圖11810・西周中期前段) 他
- ・「良馬乘」 格伯簋(側生簋)(集成4262・4265・西周中期)
- ・「乘馬」 虢季子白盤(集成10173・西周晚期)
- ・「馬四匹」 史頌鼎(集成2787・2788・西周晚期)・毛公鼎(集成2841・西周晚期) 他
- ・「馬十匹」 卯簋蓋(集成4327・西周中期)

「馬」・「馬匹」・「匹馬」が馬一頭を表していることを除くと、その他は「兩」(二匹)・「四匹」・「十匹」となる。また、「馬乘」について、

傳世文獻では『儀禮』聘禮に「馬乘」の語があり、その鄭玄注に「乘、四馬也」というように馬四頭のことをいう。「乘馬」は「馬乘」の倒置形であろう。このように、複数の馬が賜與される場合、偶数であることが分かる。本器でも偶数である可能性が高く、「四」と隸定しておく。

また、上記の馬賜與の事例を見てみると、多いもので卯簋蓋の十頭となっており、本器の賜與数が他に比べて多いことを確認することができる。

「牛六十又九叔」部分については問題ない。

「羊三百又卅十又五叔」については、

・「叔(𡗗) 羊二百又卅又五」(①蔡・張)

・「羊三百又八十又五叔」(②李學勤)

・「羊二百又卅又五叔」(③嚴志斌)

・「羊三百又八十又五叔」(④韋心滢)

・「羊二百又十又五叔」(⑧高澤浩一)

という説に分かれる。「二百」か「三百」については、この字を合文とみるかどうかによる。本稿では合文とみて「三百」と讀む。「卅」・「八十」・「十」部分は文字が判別しづらいが、「卅」と讀んでおく。

「叔」について、①蔡・張は「牛六十又九・叔(𡗗) 羊二百又卅又五・

叔(𡗗) 禾二罇(廔)」と讀み、「叔」は殷墟卜辭に習見の祭名であり、本銘の羊二百三十五は叔祭の犠牲であると考える。

②李學勤は、「叔」は牛・羊の單位であるとする。前人はこの字を皆『說文解字』の「𡗗」字であると考えますが、積極的な証明はしてい

ない。師同鼎(集成2779・西周晚期)に「羊百刼」とあり、「刼」は單位で、陳世輝氏は「絜」としている(陳世輝『師同鼎銘文考釋』(『史學集刊』一九八四年第一期)。按ずるに「絜」には系縛の義があり、牛羊いづれも繩を用いて牽引し、頭ごとに「絜」をなした。「刼」に従う字の古音は昌母月部で、「𡗗」字は章母月部で、自ずから通假でき、これも「叔」が「𡗗」であるという考釋の證明となるという。

④李家浩は、「𡗗」字は原文では「叔」に作る。「𡗗」は牛・羊の量詞である。「𡗗」・「頭」二字の古音は遠い(「𡗗」は章母月部に屬し「頭」は見母侯部に屬す)。これにより、銘文の量詞「𡗗」は、「欸」と讀む(唐蘭説)ことはできず、また「頭」と讀むこともできず、「絜」(師同鼎「羊百刼(絜)」参照)と讀むことができる。「𡗗」・「刼」二字は西周銅器銘文中ではいづれも羊の量詞とすることができる。これだけではなく、「𡗗」・「絜」二字の古音は近く、韻部より言うと、それはいづれも月部に屬す。聲母よりいうと、「𡗗」は章母に屬し、「絜」は見母に屬すが、「絜」に従い聲を得る「擗」は昌母に屬す。章・昌二母はいづれも舌上音で、發音部位は同じである。よって、尊銘の二つの「𡗗」字は師同鼎銘の「刼」字と同様に、「絜」と讀むべきであると考えている。

ここでは④李家浩説に従い、「叔(絜)」と讀んでおく。「叔(絜)」を量詞として使用するものに弒簋がある。

弒簋(集成2825・西周中期)

……隻(獲) 飛(馘) 百、執噏(訊) 二夫、孚(俘) 戎兵・𡗗(盾)・

矛・戈・弓・筮（簠）・矢・裨・冑、凡百又卅又五叙（挈）、守（持）戎孚（俘）人百又十又四人……

【……馘を獲ること百、執訊二夫、戎兵・盾・矛・戈・弓・簠・矢・裨・冑を俘る。凡そ百又卅又五挈。戎の俘人を持ること百又十又四人。……】

「叙（挈）」は本器のように動物ではなく、物を数えることに對して使われている。

「禾二牆（倉）」について、①蔡・張は「叙禾二鑑」の「禾」は穀類作物の總稱であるという。「替」は傳世文獻では「林」に作り、林は廩に通じる。『周禮』廩人の鄭玄注に「盛米曰廩。」（筆者注…「藏米曰廩」【米を藏むるを廩と曰ふ】が正しいようである）といい、『廣雅』釋室に「廩、倉也。」という。「二廩」は二つの倉庫の食糧であると述べている。

②李學勤は禾の單位は「廩」であり、「禾二廩」は佃臣二十五家の蓄えた公糧（農業税）である。禾はすなわち粟、今は小米（外皮を取った粟）と稱すという。

④李家浩は、この字形は牆盤（史牆盤、集成10175・西周中期）等の「牆」と似ているという。「牆」は『說文』の籀文「牆」であり、よって釋文では「牆」に作る。尊銘の「牆」は「禾」の量詞であり、「廩」と同義である。「牆」・「倉」の古音は近く、通用することができたという。

「牆」は量詞であることは問題ない。④李家浩に従い、「倉」と讀む。

なお、「禾」については、召鼎（集成2838・西周中期）に「昔饑歲、匡衆卒（厥）臣廿夫、寇召禾十秭」【昔、饑多し歲、匡の衆と厥の臣廿夫、召の禾十秭を寇す。】とあり、また、師衛簋（銘圖572・西周早期）に「鬯（召）公贄（賚）衛貝廿朋、臣廿、卒（厥）牛廿、禾卅車」【召公、衛に貝廿朋、臣廿、厥の牛廿、禾卅車を賚ふ。】とあるように、「秭」・「車」等も量詞として使われることがあった。

本段は季姫が新たに田及び馬十四頭・牛六十九頭・羊三百三十五匹・穀物を二倉庫分賜ったことをいう。

其對揚王（皇）母休、用作（作）寶隣彝、其邁（萬）〔年、子孫〕永寶用

「王（皇）母」は、前文に出てくる「君」であり、「大いなる母」の意である。「永」字上に文字がはっきりしない部分があり、ここでは「年子孫」を補うが、この部分を「年」のみを補い「其萬年永寶用」と讀む者もいる。

本段は季姫が母親より賜與を受けた恩寵に応えて、本器を作ったことをいう。

訓讀

唯れ八月初吉庚辰、君、宰弗に命じて宥季姫に畝臣を空木に賜はしむ。厥の師夫を丁と曰ひ、厥の友廿又五家を以にす。新たに厥の田を賜ひ、生馬十又〔四〕匹・牛六十又九犂・羊三百又卅又五犂・禾二倉を以にす。其れ皇母の休に對揚して、用て寶障彝を作る。其れ萬〔年、子孫〕永く寶用せよ。

現代語譯

八月初吉庚辰の日、君は宰弗に命じて宥季姫に畝臣を空木〔の地〕に賜わさせた。その師夫の〔名は〕丁と言ひ、その僚屬二十五家を共に與えた。新たに〔空木の地に〕田を賜ひ、馬十四頭・牛六十九頭・羊三百三十五匹・穀物を二倉庫分を共に與えた。大いなる母の恩寵に應えて、寶障彝を作る。萬年までも、子孫は永く寶用せよ。

參考

西周期の女性の家産について

本器には王后より娘の季姫に對する賜與が記述されていた。これは王后が自らの獨立した家産を所持していたことを表していると考えられる。また、貴族に嫁いだと思われる季姫も王后より賜った土地や人・動物等、家産を所持することとなる。参考として西周期における女性の家産について付言しておきたい。

本器の王后が誰のことを指しているのかは不明であるが、本器以外

にも王后が賞賜を行ったことを確認することができる

罍鼎（集成 2704・西周早期）

唯八月初吉、王姜易（賜）罍（廡）田三于待劓、師櫨醜兄（祝）、用對王休、子子孫、其永寶

【唯れ八月初吉、王姜、廡に田三を待劓に賜ふ。師櫨、醜祝す。用て王の休に對ふ。子子孫、其れ永く寶とせよ。】

不壽簋（集成 4060・西周中期）

佳（唯）九月初吉戊戌、王才（在）大宮、王姜易（賜）不壽裘、對揚王休、用乍（作）寶

【唯れ九月初吉戊戌、王、大宮に在り。王姜、不壽に裘を賜ふ。王の休に對揚して、用て寶を作る。】

作册矢令簋（集成 4300、4301・西周早期）

佳（唯）九月既死霸丁丑、乍（作）册矢令障俎于王姜、姜商（賞）令貝十朋・臣十家・鬲百人……

【唯れ九月既死霸丁丑、作册矢令、王姜に障俎す。姜、令に貝十朋・臣十家・鬲百人を賞す。……】

作册鬘卣（集成 5207・西周早期）

佳（唯）十又九年、王才（在）庠、王姜令（命）乍（作）册鬘安戸（夷）白（伯）、尸（夷）白（伯）賓鬘貝・布、揚王姜休、用乍（作）

文考癸寶障器

【唯れ十又九年、王、庠に在り。王姜、作册鬯に命じて夷伯を安んぜしむ。夷伯、鬯に貝・布を資^{おく}る。王姜の休に揚^{こた}へて、用て文考癸の寶障器を作る。】

小臣伯鼎（新收 1696・西周早期）

佳（唯）二月辛酉、王姜易（賜）小臣伯貝二朋、揚王休、用乍（作）寶鼎

【唯れ二月辛酉、王姜、小臣伯に貝二朋を賜ふ。王の休に揚へ、用て寶鼎を作る。】

以上は康王の後であると考えられる「王姜」が賞賜を行った事例である。旃鼎では、王姜は土地を旃に與えている。ただし、「用對王休」ということから、この場合は王姜が周王の所有する土地を王の代理として賜與した可能性もある。不壽簋は西周中期に斷代されており、そこに見える「王姜」は同名異人の可能性があるが、不壽に裘を賜っている。作册矢令簋では「貝十朋」と「臣十家・鬲百人」といった物や人を與え、作册鬯と小臣伯鼎では物を與えている。作册鬯には「揚王姜休」と記されていることから、王姜の家産の中から鬯に貝や布が與えられたと考えられる。

「王姜」以外にも、

寓鼎（集成 2718・西周早期）

佳（唯）十又二月丁丑、寓獻佩于王姁（妣）、易（賜）寓曼絲、對揚王姁（妣）休、用乍（作）父壬寶障鼎

【唯れ十又二月丁丑、寓、佩を王姁に獻ず。寓に曼絲を賜ふ。王姁の休に對揚して、用て父壬の寶障鼎を作る。】

叔飪方尊（集成 3692・西周早期）／叔飪方彝（集成 9888・西周早期）

弔（叔）飪易（賜）貝于王姁（妣）、用乍（作）寶障彝
【叔飪、貝を王姁に賜ふ。用て寶障彝を作る。】

或方鼎（集成 2789・西周中期）

佳（唯）九月既望乙丑、才（在）壺（堂）白（師）、王劓姜事（使）内史友員易（賜）或玄衣・朱纓（褌）衿（襟）、或捧（拜）頤（稽）首、對揚王劓姜休、用乍（作）寶鬲障鼎……

【唯れ九月既望乙丑、堂師に在り。王劓姜、内史友員をして或に玄衣・朱纓襟を賜はしむ。或、拜稽首して、王劓姜の休に對揚し、用て寶鬲障鼎を作る。……】

等のように、「王姁（妣）」・「王劓姜」といった王后が賞賜を行っている。本器銘文の「君」が季姫に土地等を與えたことは王后の特殊な行為ではないということが出来る。

また、季姫と同じように貴族に嫁いだ女性も自らの家産を保持していた。

公姑鬲 (集成 2765・西周中期)

佳 (唯) 十又二月既生霸、子中 (仲) 漁□池、天君蔑 (蔑) 公姑曆 (歴)、事 (使) 易 (賜) 公姑魚三百、捧 (拜) 頤 (稽) 首、對揚天君休、用乍 (作) 齋鼎

【唯れ十又二月既生霸、子仲、□池に漁す。天君、公姑の歴を蔑し、公姑に魚三百を賜はしむ。拜して稽首し、天君の休に對揚して、用て齋鼎を作る。】

尹姑鬲 (集成 754、755・西周中期)

穆公乍 (作) 尹姑宗室于繇林、佳 (唯) 六月既生霸乙卯、休天君弗望 (忘) 穆公聖舜 (隣) 明弢、事先王、各 (格) 于尹姑宗室繇林、君蔑 (蔑) 尹姑曆 (歴)、易 (賜) 玉五品・馬四匹、捧 (拜) 頤 (稽) 首、對揚天君休、用乍 (作) 寶齋鼎

【穆公、尹姑の宗室を繇林に作る。唯れ六月既生霸乙卯、天君の、穆公の聖隣明弢にして、先王に事へしを忘れずして、尹姑の宗室繇林に格るを休とす。君、尹姑の歴を蔑し、玉五品・馬四匹を賜ふ。拜して稽首し、天君の休に對揚して、用て寶齋鼎を作る。】

螭鼎 (集成 2765・西周中期)

佳 (唯) 三月初吉、螭來遘于妊氏、妊氏令 (命) 螭事保阜 (厥) 家、因付阜 (厥) 且 (祖) 僕二家、螭捧 (拜) 頤 (稽) 首曰、休朕皇君弗望 (忘) 阜 (厥) 寶臣、對易 (揚)、用乍 (作) 寶障

【唯れ三月初吉、螭來たりて妊氏に遘す。妊氏、螭に命じて事へて

厥の家を保んぜしめ、因りて厥の祖の僕二家を付す。螭拜稽首して曰はく、朕が皇君の厥の寶臣を忘れざるを休とし、對揚して、用て寶障を作る。】

媯鼎 (銘續 214・西周中期前段)

丁卯、退事于内宮、媯易 (賜) 媯玄衣、曰、唯女 (汝) 聿 (肇) 井 (軌) 嗣宗臣妾、用乍 (作) 寶鼎、其萬年用事宗

【丁卯、内宮より退事す。媯、媯に玄衣を賜ひて、曰はく、唯れ汝肇に宗臣妾を軌嗣し、用て寶鼎を作る。其れ萬年用て宗に事へん。】

公姑鬲・尹姑鬲では「天君」が公姑・尹姑を蔑歴 (褒賞) し、公姑鬲では魚が、尹姑鬲では玉と馬とが賜與されている。螭鼎の「妊氏」は女性であると考えられており、「皇君」とも呼ばれている。女性貴族が臣下を持ち、「僕二家」を賜っている。媯鼎には媯が媯に玄衣を賜り、宗室の臣妾を司ることを命じている。媯と媯共に女性貴族であると考えられている。

周王の家産は宰が司っていたが、貴族にも「宰」が存在した事例があり、

井姜大宰已蠶 (集成 3896・西周晚期)

井 (邢) 姜大宰虫 (已) 鑄其寶段、子子孫孫、永寶用高 (享) 【邢姜の大宰已、其の寶段を鑄る。子子孫孫、永く寶用して享せよ。】

という。この銘文には「井（邢）姜大宰虫（巳）」が見える。「井（邢）姜」は邢に嫁いだ女性の事であり、「大宰」の「虫（巳）」を臣下としていたことが分かる。女性を含めた貴族の家産も宰が司った可能性が高い。

以上のように、金文からは王后と女性貴族の両者が家産を保持していたことが分かる。女性が自らの家産を保持するきっかけについては、親からの賜與や相續・結婚時の賜與・夫が死去した後の相續等、様々な理由が想定できる。本器は西周期の土地の賜與・管理について考察する上で重要であるだけでなく、当時の女性の地位を考察する際にも重要な知見を與えてくれる銘文となっている。

（立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所 客員研究員）

